

(写)

龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第20号

龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(政治倫理基準)</p> <p>第2条 市長等及び議員は、厳粛で公正な立場を理解するとともに、市政にかかわる責務を自覚し、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 市等（市が構成団体となっている一部事務組合等、市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。<u>次号において同じ。</u>）が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品契約に関して特定業者を推薦及び紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(4) 市等への許可、<u>認可</u>等の便宜を図らないこと。</p> <p>(5) } 省 略</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(市長等に係る契約等に関する遵守事項)</p> <p>第3条 市長等が関与する企業（営利活動を行う法人及び個人事業者を</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第2条 市長等及び議員は、厳粛で公正な立場を理解するとともに、市政にかかわる責務を自覚し、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 市等（市が構成団体となっている一部事務組合等、市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。<u>以下同じ。</u>）が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品契約に関して特定業者を推薦及び紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(4) 市等への許可<u>及び認可</u>等の便宜を図らないこと。</p> <p>(5) } 省 略</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(市長等に係る契約等に関する遵守事項)</p> <p>第3条 市長等が関与する企業（営利活動を行う法人及び個人事業者を</p>

いう。以下この条から第6条までにおいて同じ。)は、市及び市が構成団体となっている一部事務組合等(以下「市等」という。)に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第142条、第166条及び第180条の5の趣旨に則り、工事請負、物品納入及び業務委託の契約並びに下請工事(以下「契約等」という。)を辞退しなければならない。

2 } 省 略
4 }
第5条 省 略

(辞退届の提出)

第6条 市長等は、市民の疑惑や不信を招かないため、市長等が関与する企業(指定管理者の指定に係る辞退については、前条第1項に規定するものに限る。)に、契約等又は指定管理者の指定に係る辞退届(以下単に「辞退届」という。)を提出させるよう努めなければならない。

2 議員(個人事業主である議員の契約等に関する辞退については、第4条第1項の規定に該当するものに限る。)は、前項の規定に準じて、辞退届を提出し、又は議員が関与する企業(契約等に関する辞退については同条第1項に規定するものを除き、指定管理者の指定に係る辞退については前条第1項に規定するものに限る。)に辞退届を提出させるよう努めなければならない。

3 市長等又は議員は、市長等の親族又は議員の親族に、これらの者が関与する企業(指定管理者の指定に係る辞退については前条第1項に規定するものに限る。)に係る辞退届を提出させるよう努めなければならない。

(兼業等の報告義務)

第7条 市長及び議員は、当選後当初の議会が開催されてから、1月以内にその任期開始の日における兼業等に係る役職について、書面によ

いう。以下この条及び次条において同じ。)は、市及び市が構成団体となっている一部事務組合等(以下「市等」という。)に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第142条、第166条及び第180条の5の趣旨に則り、工事請負、物品納入及び業務委託の契約並びに下請工事(以下「契約等」という。)を辞退しなければならない。

2 } 省 略
4 }
第5条 省 略

(兼業等の報告義務)

第6条 市長及び議員は、当選後当初の議会が開催されてから、1月以内にその任期開始の日における役職について、書面により市長は市長

り市長は市長に、議員は龍ヶ崎市議会議長（以下「議長」という。）に報告をしなければならない。

2 副市長及び教育長は、選任された日から1月以内にその任期開始の日における兼業等に係る役職について、書面により市長に報告をしなければならない。

3 省 略

4 省 略

5 第1項及び第2項の兼業等に係る役職の範囲については、規則で定める。

（納税報告の義務）

第8条 市長等及び議員は、毎年6月1日から6月30日までに、所得税の前年分並びに市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の前年度分の納付状況（以下「納付状況」という。）を、市長等は市長に、議員は議長に書面により報告しなければならない。

2 前項に規定する納付状況の報告期限後に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条又は第113条若しくは第114条の規定により行われた選挙において当選した者（当該選挙前に市長等又は議員として前項の規定による報告を行っているものを除く。）は、当該選挙の当選証書の交付を受けた日から60日以内に、納付状況を市長は市長に、議員は議長に書面により報告しなければならない。

3 第1項に規定する納付状況の報告期限後に新たに選任された副市長又は教育長（当該選任前に市長等又は議員として第1項の規定による報告を行っているものを除く。）は、選任された日から60日以内に、納付状況を書面により、市長に報告しなければならない。

4 市長及び議長は、前3項の規定により提出された納付状況に係る書

に、議員は龍ヶ崎市議会議長（以下「議長」という。）に報告をしなければならない。

2 副市長及び教育長は、選任された日から1月以内にその任期開始の日における役職について、書面により市長に報告をしなければならない。

3 省 略

4 省 略

5 第1項及び第2項の役職の範囲については、規則で定める。

（納税報告の義務）

第7条 市長等及び議員は、毎年6月1日から6月30日までに、所得税の前年分並びに市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の前年度分の納付状況を記載した所得税等納付状況報告書（以下「納付状況報告書」という。）に規則で定める証明書類を添えて、市長等は市長に、議員は議長に提出しなければならない。

2 前項に規定する納付状況報告書の提出期限後に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条又は第113条若しくは第114条の規定により行われた選挙において当選した者（当該選挙前に市長等又は議員として前項の規定による報告を行っているものを除く。）は、当該選挙の当選証書の交付を受けた日から60日以内に、納付状況報告書に前項の証明書類を添えて、市長は市長に、議員は議長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する納付状況報告書の提出期限後に新たに選任された副市長又は教育長（当該選任前に市長等又は議員として第1項の規定による報告を行っているものを除く。）は、選任された日から60日以内に、納付状況報告書に第1項の証明書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長及び議長は、前3項の規定により提出された納付状況報告書を、

面を、当該市長等又は当該議員の任期満了となる年度の末日まで保管しなければならない。

5 市民（龍ヶ崎市選挙人名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）は、市長又は議長に前項の規定により保管されている納付状況に係る書面の閲覧を請求することができる。

（政治倫理調査委員会の設置）

第9条 省 略

2 調査委員会は、委員7人をもって組織する。

3
4
5
6
7 } 省 略

（調査請求権）

第10条 省 略

2 市長又は議長は、前項の規定により市民から調査の請求があったときは、その内容を審査した上で、議長は、議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを速やかに市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを速やかに調査委員会に提出し、調査を求めなければならない。

第11条 省 略

（守秘義務）

第12条 調査委員会の委員は、第9条第5項ただし書の規定により調査委員会の会議が非公開になった場合において、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第13条 }
第14条 } 省 略
第15条 }

当該市長等又は当該議員の任期満了となる年度の末日まで保管しなければならない。

5 市民（龍ヶ崎市選挙人名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）は、市長又は議長に前項の規定により保管されている納付状況報告書の閲覧を請求することができる。ただし、第1項から第3項までの証明書類は、閲覧の対象としない。

（政治倫理調査委員会の設置）

第8条 省 略

2 調査委員会は、委員11人をもって組織する。

3
4
5
6
7 } 省 略

（調査請求権）

第9条 省 略

2 市長又は議長は、前項の規定により市民から調査の請求に係る書類（以下「調査請求書」という。）の提出を受けたときは、その内容を審査した上で、議長は、議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを速やかに市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを速やかに調査委員会に提出し、調査を求めなければならない。

第10条 省 略

（守秘義務）

第11条 調査委員会の委員は、第8条第5項ただし書の規定により調査委員会の会議が非公開になった場合において、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第12条 }
第13条 } 省 略
第14条 }

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく龍ヶ崎市政治倫理調査委員会の委員である者は、改正後の龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例の規定に基づく龍ヶ崎市政治倫理調査委員会の委員として引き続き在任するものとし、その任期は、改正前の条例の規定に基づく委嘱の日から起算するものとする。